

令和6年度第1回 周南市政治倫理審査会 会議録（令和6年11月12日）

事務局	本日は、6人の委員の出席があり、会議が成立する。 議事進行については、会長にお願いしたい。
会長	市長から当審査会に10月15日付けで、「議員の資産等報告書の審査」の求めがあった。 周南市政治倫理条例第13条の規定により、調査及び審査を行い、その結果を記載した意見書を市長に提出することとなる。 まず、事務局から事案の説明を聞いた上で、会議の進め方を決めたい。事務局から説明をお願いしたい。
事務局	資料1「議員の資産公開の概要」に沿って説明する。 議員の資産公開については、周南市政治倫理条例に定めている。 報告書の種類は4種類で、作成期間及び添付する証明書類は、資料に記載しているとおり。 この度審査を依頼したのは、(1)の資産等報告書。任期満了による市議会議員一般選挙が執行され、この報告は、議員となった30人全員が該当する。 任期開始日が6月20日であり、資産等報告書は、任期開始の日において有する条例に定める資産等について、任期開始の日から起算して100日を経過する日、9月27日までに報告書を作成し、議長に提出しなければならない。 また、市民への閲覧は、9月28日から60日を経過した日、11月26日の翌日、11月27日から始まる。なお、閲覧する際は、政治倫理審査会の意見書を添えることとなる。 次に、(2)の資産等補充報告書は、任期開始の日から来年以降1年ごとに、新たな資産を有することとなった場合に報告が必要で、政治倫理条例第7条の規定によるもの。 したがって、資産等補充報告書は、今年度の報告は必要なく、調査、審査の対象とはならない。 また、(3)の所得等報告書及び(4)の関連会社等報告書については、本年6月中に、審査を終え、審査会の意見書を添えて、本年7月1日から閲覧をしている。

会長	次に、今回の会議の進め方について話し合いたい。 <u>資料2</u>により、周南市政治倫理条例第15条第4項は、審査会の会議は、公開とするが、ただし書きにより、「出席委員の3分の2以上の委員が、会議の内容に周南市情報公開条例第7条各号に定める不開示情報が含まれると認めた場合は、当該不開示情報が含まれる部分を非公開とする。」と規定している。 本日の審査会の議事は議員の資産等報告書等の審査であり、情報公開条例第7条第4号及び第5号に該当する情報であることから、会議を非公開として運営することによろしいか。 (出席委員の全員の承諾)
会長	では、周南市政治倫理条例第15条第4項の規定に沿って、会議を非公開としたい。 (審議部分は非公開)
会長	審査会の意見としては「審査の結果、資産等報告書の内容については、おおむね適正に記載されており、証明書類とも符合していた。」ということで意見書に記載することとしたい。
事務局	意見書には、鑑を付け、審査の概要や審査結果などを記載する形式でまとめたい。内容については、本日いただいた意見を基に案を作成し、会長に内容を確認後、各委員にメール又はファックスで確認をお願いしたい。
会長	事務局から意見書のとりまとめについて提案があったが、いかがか。 (全員承諾)
会長	それでは、事務局でそのように取りまとめをお願いする。

事務局	この会議終了後、委員に配布した資産等報告書の写しについては回収をさせていただきます。 もう一点、今年の5～6月に市長と議員の所得等報告書の審査の際に、委員から事務局へ意見をいただいた。これについて皆様の考えをお聞きしたい。まずは委員のほうから説明いただきたい。
委員	初めてこういった委員をやらせてもらっている。 5月に所得等報告書と関連会社等報告書が送られた。所得等報告書については確定申告などを確認したが、関連会社等報告書をどう評価したらいいのか今一つ分からない。 こういった会社を兼任している、ということで記載されているが、どのように見ればいいのか。年度によって異動があるかも知からない。 先程の事務局からの説明だと、兼業してはいけない企業もあるが、それは既に辞められており、そういったものは記載されない、とのことだが、それを「そういうものだ」と真に受けていいのか。 意見というより、委員の皆様がどうしているのかお聞きしたい。
事務局	所得等報告書は、前年1年間において議員又は市長であった者が提出しなければならない。そのうち所得に関することは前年1年間の内容についてだが、関連会社等報告書は当年4月1日現在の状況を記載するものであり、対象となる時点が違っている。また、関連会社を証明する資料というのも難しい。 この政治倫理審査会は周南市政治倫理条例に基づいて設置されている審査会であり、その権限や所掌する事務についても本条例で定められている。 本条例は、市議会議員が「自ら」政治倫理の確立と向上に努めるために制定されたものであり、我々市職員が改正する性質のものでなく、市議会として自らがどう考えるかというところになる。 所得等報告書、資産等報告書などについて、第三者的視点である本審査会での審査を通して、適正に処理されているか否かを判断いただくのは、国や他の自治体には多く見られない制度であり、議員及び市長の政治倫理を担保するために大いに意味があると考えている。 この件について、委員の皆様から意見をいただきたいが、本審査会として意見書

	で意思を表明したい、ということであれば、協議のうえ、意見書に記述するかたちでとりまとめていただきたい。 関連会社等報告書は何を見たらいいのかという思いがあると思う。地方自治法で兼業禁止の規定があり、職務執行上の公正・適正を担保するため、市との関係を隔離するという意味で報告書を提出することとなっているが、書かれている会社等が実際に市と関係ないのかを確認する術がない。そこが問題点と言える。 議員はそこをクリアして議員になっていることから、一つの拠り所ではあるが、書類だけを見てそれを確認することは難しい。
委員	議員になる前に事前に誰かがチェックしているのか。
事務局	そもそも当選後に市と取引がある会社に取り締役等でいてはいけないという決まりがある。
委員	所得等報告書と関連会社等報告書にズレがあるという話は、例えば所得等については令和5年分が対象となり、関連会社については令和6年4月1日の役員の状況になるということか。
事務局	そのとおり。年度替わりで様々な団体の役員に就かれる方が多いことから4月1日が基準となっていると思われる。
委員	趣旨が分からないままやっていた。見方も分からないままだった。何もチェックせずに出させるだけで意味があるのか。企業名を見ても何の情報もない。兼業禁止の企業かも分からない。兼業禁止をチェックできているのか。
委員	役員報酬が書かれていたと思うが、それと給与所得をチェックするのかと考えていた。差し引きして市議会議員の報酬とおよそ合っているか。同じ議員なのに計算上違う額が出たりして、分からなくなることがあった。
事務局	議員の報酬は、議長や副議長、委員長などを務めると若干上がるため、ずれが多少ある。ただ、関連会社報告書の報酬と計算すると合わないということはある。

委員	そもそも基準にしている時点が違うから計算上合わない。 私が一番思ったのは、関連会社報告書でこういう会社にこういう立場で兼業しているということは分かるが、これを見ることによって何を求められているんだろう、ということが分からない。先程お話されたように、抑止力として出させることに意味がある、ということなら、委員全員がチェックする必要はないのではないか。そうでないならその理由が分からなくて、事務局に相談したところ。
事務局	国会議員の場合は法律があり、関連会社報告書と所得等報告書を提出するだけ。周南市はそれから少し進んで、議員と関係がある法人を報告させて公表することで市民に対して透明性を高める、疑惑の行為の抑制を図る、そういった意味をもって委員の皆様に見ていただいているとご理解いただければ。
委員	ただ基準となる情報がないので、判断してくれと言われてもできない。
委員	どちらかという、書かれるべき企業が書かれていないときの証拠残しではないか。「この人あの会社と関係があるはずなのになぜ書いていないのか」という話になれば、それがその議員の信用と信頼を失う起点になるのでは、と思って見ていた。 書かれていることに対しては何も審査できない。実態が分からないし、市と書かれた企業との繋がりも報告書だけでは判断できない。だからあの報告書は自己申告で形式チェックしかできず、あとの市との関連性とかは私たちの範疇ではないと考えていた。 書かれるべきところが書かれていないときにその議員の信用問題になる書類ではないか。
事務局	市民の方がご存じだったときに「あの会社が書かれてない」となる。
委員	そもそも、コロナ前はどのような審査方法だったのか。審査書類が家に送付されてきて、何も分からないまま「はい、チェックしてください。」となる。何をどうチェックしたらいいのか。例えば経験者がレクチャーするようなことがあれば理解

	が深まるが。とりあえず合わせられるものを合わせているが、コロナ前は皆が集まってやっていたのか。
事務局	年に3回程度、所得・補充・資産の各報告において審査いただいていた。チェック後に意見を持ち寄ってもらうかたちだった。
委員	ではチェックのやり方はコロナ前もそれぞれに送付されてそれぞれにチェックしていたということか。
事務局	注意を要する点があれば実際に委員へ伺って説明していた。
委員	こういった書類が郵便で送られてきたことにも驚いたが、センシティブな資料だから外に出さないよう集まりましょう、ではなく、そもそもこういうやり方をしていたということか。
事務局	そのとおり。このやり方についても考えてみたい。
会長	なかなかこういう話になったことはないが、委員の皆様も悩みがありながら考えてらっしゃるということが共有出来て良かった。
事務局	我々が当然と思っていたことが、委員の皆様には疑問に思うことがある、ということがよく分かった。委員の皆様の立場に立って考えていきたい。
会長	今の協議について意見書に付すべきか委員の意見はどうか。
委員	意見書に付すつもりでこの場で問いかけたわけではないため、意見書には付さなくてよい。
会長	所得等報告書はまた来年に審査の場があるため、もし意見があればそこで俎上に挙げて話し合っていければよい。

委員	今の協議は非常に重要だが、なかなか答えが出ない問題。数値等の判断基準があればいいがそうではない。事務局のほうで全国の先進市においてどのようにしているかを調べてほしい。デジタル化を含めて同じような問題があるのでは。
会長	それではこれをもって本日の政治倫理審査会を終了する。